

沿革

大正6年 (1917年)	大正7年 (1918年)	昭和4年 (1929年)	昭和11年 (1936年)	昭和21年 (1946年)	昭和22年 (1947年)	昭和23年 (1948年)	昭和25年 (1950年)	昭和28年 (1953年)	平成12年 (2000年)	平成13年 (2001年)
濟世顧問制度	方面委員制度	救護法	方面委員令	民生委員令 旧生活保護法	児童福祉法	民生委員法	生活保護法	民生委員法一部改正 生活保護法一部改正	民生委員法一部改正	児童福祉法(民生委員法) 一部改正
防 貧	救済の攷究		保護指導	保護誘掖		保護指導			相談援助	
名誉職					児童委員 兼務				無 給	
										主任児童 委員法定化
		市町村に救護事務に関して市町村長を補助する委員(名誉職)を設置することができることを規定	方面委員を救護事務に関し、市町村長を補助するものと位置づけ	民生委員を保護事務に関して、市町村長を補助するものと位置づけ			民生委員を保護の実施機関、福祉事務所長又は社会福祉主事から求められた場合に、これらの者の行う保護事務の執行に協力するものと位置づけ	民生委員を生活保護法の執行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものと位置づけ	要援護者が地域生活をよりよく営めるよう地域福祉の充実を図る社会福祉法の改正に伴い、民生委員の理念・職務等を変更したもの	